平成２３年（フ）第７９号
山口市維新公園５丁目９番Ｅ―104号　木崎県営住宅
債務者　大田　美佐
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで　山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１３４９号
北九州市八幡西区松寿山１丁目７番１号
債務者　古賀佐久美（旧姓藤原）
1　決定年月日時　平成23年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第３８１号
北九州市小倉南区葛原１丁目12番６号
債務者　伊川　昌美
1　決定年月日時　平成23年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第４１１号
北九州市若松区童子丸１丁目４番20号　サンリット童子丸203
債務者　田村　哲彦
1　決定年月日時　平成23年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第４３０号
北九州市八幡西区割子川２丁目８番２号　Ｆ１号
債務者　永田　福代
1　決定年月日時　平成23年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第４６４号
北九州市小倉北区宇佐町１丁目４番20―704号
債務者　明石　和夫
1　決定年月日時　平成23年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第４６９号
北九州市小倉北区高見台４番１―504号
債務者　佐野　香織（旧姓水上）
1　決定年月日時　平成23年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第４８６号
北九州市八幡東区白川町10番20―201号
債務者　岡部　貴利
1　決定年月日時　平成23年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第４９９号
北九州市八幡西区千代５丁目13番17号
債務者　陣内真由美
1　決定年月日時　平成23年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第５２９号
北九州市戸畑区夜宮２丁目７番22―404号
債務者　有馬美佐子
1　決定年月日時　平成23年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１６５号
佐賀県佐賀市久保田町大字徳万2493番地７
債務者　高森　幸枝（旧姓佐保）
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１６８号
佐賀県三養基郡みやき町大字簑原2101番地253
債務者　秋吉麻貴子
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２５８号
熊本県阿蘇郡高森町大字高森974番地３
債務者　福田　貞子
1　決定年月日時　平成23年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第３２６号
熊本県上益城郡益城町大字馬水793番地19
債務者　丸内　和子
1　決定年月日時　平成23年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第３７９号
熊本市植木町豊田485番地２　福田アパートⅢ―201号室
債務者　倭　　綾（旧姓丸尾）
1　決定年月日時　平成23年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第３８０号
熊本県合志市須屋2018番地７
債務者　衛藤　和紀
1　決定年月日時　平成23年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第３８６号
熊本市城南町東阿高447番地
債務者　村中美保子
1　決定年月日時　平成23年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１２０号
青森県弘前市大字小比内５丁目４番地15　船水住宅Ａ号
債務者　山崎　　桂
1　決定年月日時　平成23年７月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで　青森地方裁判所弘前支部